

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分が公告されたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和8年9月4日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点がございましたら、以下のお問合せ先まで御連絡ください。

<お問合せ先>

和歌山地方法務局登記部門

TEL 073-422-5131（音声ガイダンス③→③）

和歌山地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和8年9月7日から 令和8年10月16日まで (予定)	和歌山市黒田、納定、 吉田及び太田の各一部	土地区画整理事業 (和歌山地方法務局管轄)